

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年6月8日
02-補-E-08-0001_改2

先行審査プラントの記載との比較表（補足-370-4 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書に係る補足説明資料）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書に係る補足説明資料	補足-270-5 【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書に係る補足説明資料】	補足-370-4 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書に係る補足説明資料	工認資料構成の相違 (以下、章番号や図番号等の相違については、差異理由の記載を省略)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所

2021年6月8日
 02-補-E-08-0001_改2

先行審査プラントの記載との比較表（補足-370-4 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書に係る補足説明資料）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
目 次	目 次	目次	
1. 局所エリアの漏えいガスの滞留 1-1	補足1 局所エリアの漏えいガスの滞留 補足1-1	補足1 局所エリアの漏えいガスの滞留 補足1-1	解析モデルの相違
2. 原子炉建屋水素濃度の適用性について 2-1	補足2 原子炉建屋水素濃度の適用性について 補足2-1	補足2 原子炉建屋内水素濃度の適用性について 補足2-1	設備名称の相違
3. 触媒基材（アルミナ）について 3-1	補足3 触媒基材（アルミナ）について 補足3-1	補足3 触媒基材（アルミナ）について 補足3-1	設備名称の相違
4. 格納容器頂部注水系について 4-1	補足4 格納容器頂部注水系について 補足4-1	補足4 原子炉格納容器頂部注水系について 補足4-1	設備名称の相違
5. 原子炉建屋地上4階機器搬出入口ハッチカバーについて 5-1	補足5 原子炉建屋原子炉棟6階大物搬入口ハッチについて補足5-1	補足5 原子炉建屋地上3階大物搬入口ハッチカバーについて 補足5-1	設備名称の相違
6. 「設置（変更）許可申請書 添付書類十 可燃性ガスの発生」における可燃性ガス濃度制御系による格納容器内水素及び酸素制御について 6-1	補足6 室素供給装置について 補足6-1 補足7 「設置（変更）許可申請書 添付書類十 可燃性ガスの発生」における可燃性ガス濃度制御系による格納容器内水素及び酸素制御について 補足7-1	補足6 可搬型窒素ガス供給装置について 補足6-1 補足7 「設置（変更）許可申請書 添付書類十 可燃性ガスの発生」における可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内水素及び酸素制御について 補足7-1	設備名称の相違 記載表現の相違
・また、解析条件の保守性を除外した感度解析を実施し、参考資料として、補足説明資料に添付している。			

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所

2021年6月8日
 02-補-E-08-0001_改2

先行審査プラントの記載との比較表（補足-370-4 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書に係る補足説明資料）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>補足8 原子炉格納容器内の酸素濃度（ウェット条件）による格納容器ベント基準の設定と計器誤差の影響 補足8-1</p> <p>補足8 原子炉建屋ガス処理系の外部事象に対する考慮について 補足8-1</p> <p>参考1 原子炉建屋ガス処理系の水素爆発防止対策について 参考1-1</p>	<p>運用の相違 ・女川は、原子炉格納容器内の酸素濃度による格納容器ベントについて、ドライ条件とウェット条件の酸素濃度により判断することとしており、ウェット条件について、格納容器内雰囲気酸素濃度の計器誤差を考慮しても判断に影響がないことを確認している。</p> <p>設備の相違 ・女川はPARにより水素爆発防止対策が可能であること、また非常用ガス処理系は、水素処理を目的として設置した設備ではないことからSA設備とはしていないため、記載していない。（理由①）</p> <p>局所エリアにおける水素濃度解析結果の保守性を説明するために、解析条件の保守性を除外した感度解析結果を参考資料として添付。</p>